

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の一部改正について

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の一部を改正する条例

熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例（平成 29 年条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 7 号」を「宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 5 月 26 日から施行する。

（提出理由）

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。